

# 令和6年度 宇部市成年後見制度講演会 開催要領

## 1 講演会のねらい

成年後見制度は認知症、その他の精神上的の障害により判断能力が不十分な方を支える有効な手段の一つである。中でも任意後見制度はご本人の希望に合わせて予め任意後見人及び委任する事務を決めておくことができ、ご本人の意思決定を尊重できる制度の一つである。しかし、十分に制度への理解が行き届いていないことにより、利用につながっていない。このことから、将来に不安を感じておられる方が安心して生活できるよう、任意後見制度について周知・啓発を図る。

## 2 日程、会場および申込締切

①	日 程：令和6年11月27日（水） 会 場：新川ふれあいセンター 2階 大会議室 （〒755-0041 宇部市朝日町8番20号） 申込締切：令和6年11月20日（水）
②	日 程：令和6年12月19日（木） 会 場：小羽山ふれあいセンター 2階 大会議室 （〒755-0081 宇部市北小羽山町二丁目6番50号） 申込締切：令和6年12月12日（木）
③	日 程：令和7年1月14日（火） 会 場：上宇部ふれあいセンター 3階 会議室（大） （〒755-0072 宇部市中村二丁目6番15号） 申込締切：令和7年1月7日（火）
④	日 程：令和7年2月4日（火） 会 場：藤山ふれあいセンター 2階 大ホール （〒755-0056 宇部市文京町11番13号） 申込締切：令和7年1月28日（火）

## 3 時 間 13:30～15:00（13:00開場）

※各回、同じ内容です。

※荒天時等、やむを得ず中止する場合があります。

※駐車場に限りがありますので、ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。

- 4 会場定員 各回 60 名（申込先着順）
- 5 対象者 市民（宇部市内の障害者福祉施設等・高齢者養介護施設等従事者、医療従事者、金融機関職員等を含む）

6 内容及びタイムスケジュール

13 時 30 分	講演開始 「転ばぬ先の杖！司法書士から学ぶ 任意後見制度の活用術」 講師：山口県司法書士会 公益社団法人 成年後見センター・リーガル サポートセンター山口支部 会員 司法書士 安達 康延
14 時 30 分	講演終了 質疑応答
15 時 00 分	終了

- 7 申込締切 各日程の 1 週間前まで ※表面参照。
- 8 申込方法 別紙申込用紙にて、電話、メール、FAX で申込み。
- 9 問合せ先 宇部市地域福祉課 宇部市成年後見センター  
電 話 0836-34-8386  
F A X 0836-22-6026  
MAIL [chi-fuku@city.ube.yamaguchi.jp](mailto:chi-fuku@city.ube.yamaguchi.jp)  
担当 小倉・下瀬